

重要事項説明書

1. 運営方針

- (1) 看護師等は利用者様の心身の特性をふまえて、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

事業者名	医療法人財団 華林会 訪問看護ステーション かりん		
所在地	福岡市西区戸切2丁目14番45号		
提供サービス	訪問看護		
介護保険事業者番号	4061190304		
責任者および連絡先	下谷 美樹	092-811-3408	
サービス提供地域	福岡市〔西区、早良区、城南区(要相談)〕		

3. 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1	0	1
サービス従事者	看護師	5名以上	1名以上	
	理学療法士 作業療法士		1名以上 (兼務)	

4. 営業時間

サービス内容	資格	営業時間
訪問看護	看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分 土曜日 午前9時～午後0時

営業しない日	日曜日・祝祭日・年末年始・お盆 (医療法人財団華林会の休日規定に準じる) ※但し、相談に応じます
--------	--

※ただし、当事業所は24時間対応できる体制をとっております。営業時間外でも必要に応じて訪問看護を実施しております。ご同意いただいた上で「24時間対応体制加算」または「緊急時訪問看護加算」を算定させていただきますのでご了承ください。

5. サービスの内容

主治医の指示に基づいて、看護師等が家庭を訪問し、健康状態の観察・管理、清拭・入浴、床ずれの予防・処置、カテーテル等の管理、リハビリテーション、療養生活や介護方法の指導、ターミナルケア等を行います。

6. サービス利用料および利用者負担

(1) 介護保険（介護予防）の場合

関係法令の定める自己負担額をいただきます。（別紙1のとおり）

(2) 医療保険の場合

関係法令の定める自己負担額をいただきます。（別紙2のとおり）

その他、必要と判断し、次の訪問看護を提供した場合は、利用料として別途料金をいただきます。

① 営業日以外の訪問看護加算 30分あたり 1,500円

② 訪問看護提供時間が保険で定めた時間^{*}を超える場合 30分あたり 1,000円

^{*}1時間 30分

(3) 保険適用外の場合（各種保険で認められている訪問看護以外のサービス）

① 訪問看護(自費) 1回あたり 8,000円^{*}

○ 午後5時～午後10時または午前6時～午前8時30分 30分あたり 1,000円(※に加算)

○ 午後10時～午前6時(深夜) 30分あたり 2,000円(※に加算)

○ 営業日以外の訪問加算 30分あたり 1,500円(※に加算)

○ 1時間を越える場合の加算 30分あたり 1,500円(※に加算)

○ 複数名の訪問加算 (看護師の場合) 1回あたり 4,500円(※に加算)

(看護補助者の場合) 1回あたり 3,000円(※に加算)

② 交通費・・・通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ所定の交通費（実費相当）が必要となります。

③ 死後の処置料（亡くなられた後のケア） 10,000円（税別）

(4) 利用料のお支払い方法

毎月10日頃に前月分の請求をいたしますので25日までにお支払いください。

お支払い方法は、以下のいずれかをお選びください。②③の場合は料金回収の確認後に領収書を発行いたします。

① 病院会計窓口での支払い

② 銀行振込

③ 口座引落(ご指定の金融機関)

尚、③をお選びの際は、手続きを要しますのでお問い合わせください。

7. キャンセル及び変更について

(1) 利用者様がサービスの利用の中止または変更をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 090-5484-5386 受付時間 8:30～17:00

(2) 急なキャンセルまたは変更をされた場合、キャンセル料を申し受けることがあります。（キャンセル料：1回あたり1,000円）

利用者様の都合でサービスを中止または変更する場合は、サービス利用の前営業日までにご連絡ください。やむを得ず当日のご連絡となる場合は、当日8時30分から9時までの間にご連絡ください。ご連絡がなく訪問時ご不在の場合は、全額自己負担となります。ただし、利用者様の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

(3) 医療保険の場合、体調不良等により理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の中止を希望する場合は、代わりに看護師が訪問させていただくことがあります。

8. 緊急時又は事故発生時における対応方法

- (1) 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- (2) 看護師等は、前項において必要な処置を行った場合は、速やかに管理者および主治医、居宅介護支援事業者等に報告することとします。
- (3) 当事業所は、営業時間外にも対応できるように、介護保険法ならびに健康保険法等に基づき、緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算を算定しています。

(希望する ・ 希望しない)

医療機関等 (かかりつけ医)	医療機関名
連絡先	氏 名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先
緊急連絡先 (不在時)	氏 名 連 絡 先

9. 秘密保持について

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様またはその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. サービス内容に関する相談・苦情

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号 092 - 811 - 3408 FAX番号 092 - 811 - 3527 相談員 下谷 美樹 対応時間 午前 9時～午後 5時まで
---------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

西区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜 1-4-1 電話番号 092 - 881 - 2131 (代) 対応時間 午前 9時～午後 5時まで
早良区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百道 2 丁目 1 番 1 号 電話番号 092 - 841 - 2131 (代) 対応時間 午前 9時～午後 5時まで
城南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 1 番 1 号 電話番号 092 - 822 - 2131 (代) 対応時間 午前 9時～午後 5時まで
福岡県国民健康保険 団体連合会 (国保連) 介護サービス相談窓口	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話番号 092 - 642 - 7859 対応時間 午前 9時～午後 5時まで

11. その他

❖ 利用者様へお願い

- ① サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険者証等をご提示ください。
当事業所のオンライン資格確認システムにより、毎月、医療保険の資格情報、および限度額適用区分を確認いたします。
- ② 当事業所は、看護学生実習、医学生の見学実習、訪問看護師養成実習受け入れ施設として協力しております。実習時は同行訪問致しますので教育の必要性をご理解いただき、ご協力お願い致します。

❖ 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用いたします。

(1) 使用する目的

- ① 利用者のための主治医の指示内容、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議
- ② 医療機関、介護支援専門員および関係事業者との連絡調整
- ③ 保険請求手続き
- ④ 保険者への相談、届出
- ⑤ 学会、研究会等での事例研究発表
- ⑥ 実習生の同行訪問
- ⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(2) 条 件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 8 年 6 月 1 日改訂

【利用料金】

◆介護保険（介護予防）の場合

〈単価 10.7 円〉

	サービス内容		単位数	負担額			備考	
				1 割	2 割	3 割		
基本 (一回あたり)	要介護	看護師	20 分未満	314	336 円	672 円	1,008 円	准看護師の場合は 9 割相当額
			30 分未満	471	504 円	1,008 円	1,512 円	
			30 分以上 60 分未満	823	881 円	1,762 円	2,642 円	
			60 分以上 90 分未満	1128	1,207 円	2,414 円	3,621 円	
	要支援	作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	20 分未満	294	315 円	629 円	944 円	1 日に 2 回を超える場合は 9 割相当額 1 週間に 6 回を限度
			20 分未満	294	315 円	629 円	944 円	
	要支援	看護師	20 分未満	303	325 円	649 円	973 円	
			30 分未満	451	483 円	965 円	1,448 円	
			30 分以上 60 分未満	794	850 円	1,699 円	2,549 円	
			60 分以上 90 分未満	1090	1,167 円	2,333 円	3,499 円	
要支援	作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	20 分未満	284	304 円	608 円	912 円		
		20 分未満	284	304 円	608 円	912 円		
	訪問看護サービス提供体制加算 I (予防も同様)		6	7 円	14 円	21 円	研修などを実施しており、かつ 7 年以上の勤務年数のある者が 30%以上配置されていること	
	訪問看護サービス提供体制加算 II (予防も同様)		3	3 円	7 円	10 円	研修などを実施しており、かつ 3 年以上の勤務年数のある者が 30%以上配置されていること	
加算	看護体制強化加算 I		550	589 円	1,177 円	1,766 円	1 ヶ月につき	
	看護体制強化加算 II		200	214 円	428 円	642 円	中重度者の医療に対応できる よう体制を強化していること 前 6 ヶ月の実績内容による	
	看護体制強化加算 (予防)		100	107 円	214 円	321 円		
	緊急時訪問看護加算 I 1		600	642 円	1,284 円	1,926 円	1 ヶ月につき	
	特別管理加算 (I)		500	535 円	1,070 円	1,605 円	1 ヶ月につき	
	特別管理加算 (II)		250	268 円	536 円	804 円	特別な管理を要する場合	
必要時	初回加算 (I)		350	375 円	749 円	1,124 円	退院日に訪問看護を行った 場合	
	初回加算 (II)		300	321 円	642 円	963 円	退院日の翌日以降に訪問を 行った場合	
	退院時共同指導加算		600	642 円	1,284 円	1,926 円	入院、入所中の方に対し在宅での 療養に必要な指導を行った場合	
	看護・介護職員連携強化加算		250	268 円	536 円	804 円	訪問介護事業所と連携した場合 (たんの吸引等)	
	複数名訪問 加算 (I)	30 分未満	254	272 円	544 円	1,632 円	2 人の看護師等が同時に訪問 看護を行う場合	
		30 分以上	402	431 円	862 円	1,293 円		
	複数名訪問 加算 (II)	30 分未満	201	215 円	430 円	645 円	看護師と看護補助者が同時 に訪問看護を行う場合	
		30 分以上	317	340 円	680 円	1,020 円		
	長時間訪問看護加算		300	321 円	642 円	963 円	特別管理加算の対象者に対し 1 時間 30 分を越えた場合	
ターミナルケア加算		2500	2,675 円	5,350 円	8,025 円	死亡月		
死後の処置料			10,000 円 (税別)			介護保険対象外		
サービス提供地域外への訪問にかかる交通費			実費相当			介護保険対象外		
予防訪問看護 12 月超減算 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に よる訪問の場合)		▲5	▲6 円	▲11 円	▲16 円	利用開始月から 12 月を 超えた場合 (予防) 1 回につき		
介護職員等処遇改善加算		1 月当たりの総単位数に加算率 1.8% を乗じた単位数				看護職員等の賃金改善と 生産性向上、業務効率化の 取り組みを実施した場合		

- ※ ご利用の条件下での端数処理より、金額が異なる場合があります。
- ※ 上記看護師等の金額は、通常時間帯（8：00～18：00）の金額です。
 - 夜間（18：00～22：00）、早朝（6：00～8：00）の場合は25%増しの額、
 - 深夜（22：00～翌朝6：00）の場合は、通常時間帯の50%増しの額となります。
- ※ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から最長 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

◆医療保険の場合

利用者様の保険区分により、利用料の1割～3割の自己負担となります。

項 目	算 定 要 件		回 数	利 用 料	
基本療養費※1	(Ⅰ)	週3日目まで	1回につき	5,550円	
		週4日目以降	看護師	6,550円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円		
	(Ⅱ)	同一建物に居住する複数(3人以上)の利用者へ同一日に訪問看護を実施した場合	週3日目まで	1回につき	2,780円
			週4日目以降	1回につき	3,280円
(Ⅲ)	入院中在宅療養に備えて外泊をしている方に訪問した場合	入院中1回 または2回		8,500円	
機能強化型管理療養費2	月の初日		1日につき	10,460円	
	月の2日目以降		1日につき	3,010円	
物価対応料1	月の初日		1日につき	60円	
	月の2日目以降		1日につき	20円	
24時間対応体制加算	24時間の対応体制にある場合		月1回	6,800円	
難病等複数回訪問加算	1日に2回の訪問			4,500円	
	1日に2回の訪問(同一建物内3人以上)			4,000円	
	1日に3回以上の訪問			8,000円	
	1日に3回以上の訪問(同一建物内3人以上)			7,200円	
特別管理加算	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者		月1回	2,500円	
	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者		月1回	5,000円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時から午後10時まで)、早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問した場合		1回につき	2,100円	
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時から翌6時まで)に訪問した場合		1回につき	4,200円	
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者等に対して、1回の訪問の時間が90分を超えた場合		週1日	5,200円	
複数名訪問看護加算	看護職員が他の看護師等と同時に訪問看護を実施した場合		週1日	4,500円	
	看護職員が他の看護師等と同時に訪問看護を実施した場合(同一建物内3人以上)			4,000円	
	看護職員がその他職員と同時に訪問看護を実施した場合		週3日	3,000円	
	看護職員が他のその他職員と同時に訪問看護を実施した場合(同一建物内3人以上)			2,700円	
退院時共同指導加算	退院するに当たり訪問看護スタッフが病院の主治医、その他の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		月1回 または2回	8,000円	
特別管理指導加算	退院時特別な医療管理が必要な場合 上記に加算			2,000円	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病もしくは特別管理加算の対象となる利用者が退院されるとき、その退院日に訪問した場合			6,000円	
	長時間(90分以上)にわたる療養上必要な指導を行った場合			8,400円	
緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態急変や診療方針変更に伴い、主治医の求めにより開催されたカンファレンスに看護師等が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合		月2回	2,000円	
ターミナルケア療養費	在宅で亡くなられた利用者に対して、死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)		死亡月	25,000円	
	特別養護老人ホーム等で亡くなられた利用者に対して、死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)		死亡月	10,000円	

緊急訪問看護加算	在宅支援診療所・病院の指示の下、緊急に訪問看護を実施した場合	月14日目まで 月15日目以降	2,650円 2,000円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む訪問看護を実施する場合	月1回	2,500円
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と情報共有を行うとともに、それを踏まえて療養上必要な指導を行った場合	月1回	3,000円
情報提供療養費1	利用者の同意を得て、利用者の居住する市町村等に対して訪問看護に係る情報を提供した場合	月1回	1,500円
ベースアップ評価料I	看護職員等の賃金の改善を実施している場合	月1回	1,830円
訪問看護医療DX 情報活用加算	オンライン資格確認等システムを通じ、診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	月1回	50円

※1 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

なお、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護の提供時間は40分を基本とします

※ 1～6ヶ月に1回主治医の病院もしくは医院より訪問看護指示料として300円～900円の負担があります。

※ その他にも利用者様の状況により加算がある場合があります。